

第4 母子保健事業



1 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

(1) 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

ア 目的

(ア) 妊娠の届出により、妊産婦や乳幼児を的確に把握し、必要な保健指導や健康診査を行う。

(イ) 母子健康手帳は、母子保健の正しい知識の普及及び妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態の一貫した記録保持を目的として交付している。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊婦

エ 対応者

地域保健課職員（保健師）、こども支援課職員、助産師、専任保健師

オ 内容

妊娠の届出をした者に対してアンケートを実施し、必要な情報提供を行い、母子健康手帳を交付。

カ 実績

(ア) 妊娠届出時の妊娠週数

単位：件

区分 年度	妊娠届出数	届出時の妊娠週数					
		11 週以内	12～19 週	20～27 週	28 週以上	分娩後	不詳
R 6	6 3 8	6 0 8	2 2	1	2	5	0
R 5	6 5 4	6 1 0	3 1	6	4	2	1
対比	－ 1 6	－ 2	－ 9	－ 5	－ 2	3	－ 1

(イ) 妊娠届の届出場所

単位：件

区分 年度	本庁舎	地区センター									健康福祉 センター
	こども 支援課	扇町屋	東町	黒須	東金子	金子	宮寺・ 二本木	藤沢	東藤沢	西武	
R 6	3 7 3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2 6 5
R 5	4 0 0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2 5 2
対比	－ 2 7	0	0	0	0	－ 1	0	0	0	－ 1	1 3

(ウ) 母子健康手帳交付状況

単位：件

区分 年度	母子健康手帳の交付件数			
	妊娠届出数	再交付数	追加	合計
R 6	6 3 8	7	9	6 5 4
R 5	6 5 4	1 0	1 0	6 7 4
対比	- 1 6	- 3	- 1	- 2 0

キ 事業の経過

- 平成4年度 事務移譲により、交付主体が県から市町村に変更（母子保健法の一部改正）
- 平成29年度 本庁舎の交付担当課が市民課からこども支援課（いるティーきつずとよおか）へ変更
- 令和元年度 いるティーキッズふじさわの窓口業務に専任の助産師・保健師を配置（月曜日、水曜日（午後）、金曜日（午後）、土曜日のみ）
- 令和4年度 妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援が開始
- 令和6年度 地区センターでの妊娠届出受付廃止

ク まとめ

地区センターでの妊娠届出受付を終了した。届出場所ごとの件数の割合は、令和5年度と比較してこども支援課での届出の割合より地域保健課での届出の割合の方が多くなった。

2 早期不妊検査及び不育症検査・不妊治療費助成事業

(1) 早期不妊検査及び不育症検査費助成金

ア 目的

子どもを望む夫婦に対し不妊検査及び不育症検査に係る費用を助成し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

埼玉県早期不妊検査費・不育症検査費助成事業実施要綱

入間市早期不妊検査費及び不育症検査費助成事業実施要綱

ウ 対象

市民であって、妻の年齢が43歳未満の子どもを望む夫婦（事実婚を含む）

エ 対応者

指定医療機関、埼玉県不妊検査及び不育症検査助成対象医療機関

オ 内容

指定医療機関等において、夫婦がともに（不育症については、夫婦がともにまたは妻のみ）受けた検査に対し、上限２万円の範囲内で助成。ただし、検査開始時に妻の年齢が３５歳未満の夫婦で、検査の終了日が令和５年４月１日以降の夫婦は、上限３万円の範囲内で助成。

カ 実績

単位：人

区分 年度	早期不妊検査費助成件数	不育症検査費助成件数
R 6	3 2	4
R 5	2 8	3
対比	4	1

キ 事業の経過

平成２９年度 早期不妊検査費事業開始。

平成３０年度 不育症検査事業開始。

令和５年度 対象者のうち検査開始時に妻の年齢が３５歳未満の夫婦への助成限度額を３万円に引き上げ。

ク まとめ

子どもを望む夫婦に対し、不妊検査及び不育症検査に伴う経済的な負担の軽減を図り、不妊症及び不育症に悩む夫婦が検査を実施できる環境整備に努めた。

（２）不妊治療費助成金

ア 目的

子どもを望む夫婦に対し不妊治療に係る費用を助成し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

入間市不妊治療費助成事業実施要綱

ウ 対象

市民であって、妻の年齢が４３歳未満の子どもを望む夫婦（事実婚を含む）

エ 対応者

指定医療機関

オ 内容

初回の不妊治療に対し、上限１０万円の範囲で助成

カ 実績 単位：人

年度 \ 区分	不妊治療費助成件数
R 6	4 6
R 5	1 8
対比	2 8

キ 事業の経過

平成29年度 事業開始

令和5年度 県助成制度廃止を受け、市独自事業として助成を開始

ク まとめ

子どもを望む夫婦に対し、不妊治療に伴う経済的な負担の軽減を図り、不妊症に悩む夫婦が治療を実施し妊娠を望める環境整備に努めた。令和6年度で件数が大幅に増加した。

3 健康診査事業

(1) 妊婦健康診査・産婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査

ア 目的

妊産婦の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を図る。また、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

子ども・子育て支援法

埼玉縣市町村妊婦健康診査標準実施要領

埼玉縣市町村新生児聴覚スクリーニング検査標準実施要領

埼玉縣市町村産婦健康診査標準実施要領

入間市妊産婦等健康診査実施要綱

ウ 対象

妊産婦および新生児

エ 対応者

契約医療機関等（（一社）埼玉県医師会・（一社）埼玉県助産師会・1都6県内の契約医療機関等）へ委託し対応

オ 内容

(ア) 妊婦健康診査（１４回）

問診及び診察、検査計測（血圧・体重測定・尿化学検査等）、保健指導、
超音波検査（３、６、１０、１２回目に実施）

(イ) HIV抗体検査

(ウ) 子宮頸がん検診（細胞診）

(エ) HTLV-1 抗体検査

(オ) 性器クラミジア検査

(カ) 新生児聴覚スクリーニング検査

(キ) 産婦健康診査

※健診内容の実施時期・回数については、実施要領による。

カ 実績

受診状況

単位：人

区分		年度		対比
		R 6	R 5	
妊婦健康診査	１回目	6 2 9	6 2 9	0
	２回目	6 2 7	6 3 3	- 6
	３回目	5 5 7	5 6 2	- 5
	４回目	6 2 8	6 2 9	- 1
	５回目	6 0 7	6 3 7	- 3 0
	６回目	6 0 8	6 2 4	- 1 6
	７回目	6 0 1	6 2 0	- 1 9
	８回目	5 7 7	6 1 4	- 3 7
	９回目	5 4 5	5 6 9	- 2 4
	１０回目	5 5 4	5 9 0	- 3 6
	１１回目	4 6 4	5 1 9	- 5 5
	１２回目	5 2 8	5 6 9	- 4 1
	１３回目	3 4 7	4 4 4	- 9 7
	１４回目	1 8 6	2 6 9	- 8 3
HIV 抗体検査		6 2 9	6 2 9	0
子宮頸がん検診		6 1 5	6 1 6	- 1
HTLV-1 抗体検査		6 2 2	6 2 8	- 6
性器クラミジア検査		6 2 1	6 3 9	- 1 8
新生児聴覚スクリーニング検査		5 8 1	6 2 4	- 4 3
産婦健康診査		5 4 8	5 5 8	- 1 0

キ 事業の経過

平成９年度 事務移譲により実施主体が県から市町村に変更

令和元年度 ノンストレステストをはじめとする妊婦健康診査として
必要な検査を追加

令和３年度 新生児に対する新生児聴覚スクリーニング検査を開始

令和４年度 産婦に対する産婦健康診査を開始

ク まとめ

妊産婦健康診査及び新生児聴覚スクリーニング検査を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に努めているが、妊娠届出数の減少に伴い、受診状況は昨年度より減少している。

(2) 3～4か月児健康診査

ア 目的

乳幼児の健全な育成のため、病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援と健康推進に対する援助及び保護者の育児不安の軽減や精神の安定を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

3～4か月児

エ 対応者

小児科医師、整形外科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年16回 1回につき約40人を対象に実施

問診、身体計測、整形外科診察、内科診察、個別相談、集団指導

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率(%)
R 6	6 3 3	6 1 1	9 6 . 5 2
R 5	6 8 3	6 5 5	9 5 . 9 0
対比	－ 5 0	－ 4 4	0 . 6 2

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果					精密健康診 査受診児数	事後指 導児数
	異常なし	要経過観 察児数	要精密健康 診査児数	要治療児数	健康診査前か らの治療継続 児の数		
R 6	4 6 8	5 2	3 8	5 3	4 7	3 8	4 4
R 5	5 4 4	3 5	2 5	5 1	4 8	2 5	4 3
対比	－ 7 6	1 7	1 3	2	－ 1	1 3	1

キ 事業の経過

平成15年度 心理相談員を配置
 令和元年度 感染拡大防止のため1回中止
 令和2年度 感染拡大防止のため事業実施時期を変更
 令和5年度 集団指導の再開
 令和6年度 実施回数を「17回」から「16回」に変更
 12月から、国の乳幼児健診デジタル事業開始

ク まとめ

集団指導や受付の待ち時間に動画の放映を行うことで、月齢に合わせた知識の普及を行うことができた。また、食育教室をはじめとする教室の紹介やチラシの配布を行い、周知及び参加促進を図っている。

(3) 1歳6か月児健康診査

ア 目的

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等の障害を持った児童を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を防ぐとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法
 乳幼児健康診査実施要綱

ウ 対象

1歳6か月児～1歳7か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、心理相談員、事務職員

オ 内容

年16回 1回につき約45人を対象に実施
 問診、身体計測、歯科診察、内科診察、個別相談、集団指導

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 6	7 2 8	6 9 9	9 6 . 0 2
R 5	7 1 7	7 0 7	9 8 . 6 1
対比	1 1	- 8	- 2 . 5 9

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密 健康診査 受診児数 （紹介状 を含む）	事後 指導
	異常なし	注意すべき児			要経過 観察	要精密 健康 診査 （紹介状 を含む）	要治療			
		身体面	精神面	身体・精神 両面			健康診 査前か らの治 療継続 児の数			
R 6	4 6 4	9 2	1 1 8	2 5	1 8 1	8	4 6	4 3	8	6 0
R 5	4 6 5	1 0 0	1 0 3	3 9	1 8 8	1 2	4 2	4 0	8	6 4
対比	－ 1	－ 8	1 5	－ 1 4	－ 7	－ 4	4	3	0	－ 4

(ウ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数(本)			歯の状況						
	未処置 歯	処置歯		むし歯のない児			むし歯のある児			
				0 ₁ 型	0 ₂ 型	不 詳	A 型	B 型	C 型	不詳
R 6	3	3	0	6 1 4	8 3	0	2	0	0	0
R 5	1 3	1 3	0	6 2 2	8 3	0	1	0	1	0
対比	- 1 0	- 1 0	0	- 8	0	0	1	0	- 1	0

※0₁型：むし歯がない 0₂型：むし歯はないがハイリスク A 型：上の前歯か、奥歯にむし歯あり

B 型：上の前歯と、奥歯にむし歯あり C 型：下の前歯とその他の歯にむし歯あり

キ 事業の経過

平成15年度 心理相談員を2人に増員
令和元年度 感染拡大防止のため1回中止
令和2年度 感染拡大防止のため事業実施時期を変更
令和5年度 集団指導の再開
実施回数を「17回」から「16回」に変更

ク まとめ

受診率に大きな変化はなかった。また歯科健診では昨年度と比較して虫歯の総本数が減少した。

(4) 3歳児健康診査

ア 目的

視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

乳幼児健康診査実施要綱

ウ 対象

3歳3か月～3歳4か月児

エ 対応者

内科医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、栄養士、
心理相談員、事務職員

オ 内容

年16回 1回につき約52人を対象に実施。

問診、身体計測、歯科診察、内科診察、尿検査、個別相談、集団指導

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 6	824	803	97.45
R 5	886	848	95.71
対比	-62	-45	1.74

(イ) 健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	健康診査結果				注意すべき児のうち次に該当する児				精密健康 診査受診 児数 (紹介状 を含む)	事後 指導
	異常 なし	注意すべき児			要経過 観察	要精密 健康診査 (紹介状を 含む)	要治療児数			
		身体面	精神面	身体・精 神両面			健康診査前 からの治療 継続児の数			
R 6	3 5 2	4 0 0	9	4 2	3 1 6	6 6	6 9	2 2	6 3	7 7
R 5	3 1 8	4 8 7	6	3 7	4 1 8	6 7	4 5	1 3	6 3	8 4
対比	3 4	－ 8 7	3	5	－ 1 0 2	－ 1	2 4	9	0	－ 7

(ウ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数(本)			歯の状況					
	未処置歯	処置歯	0型	むし歯のある児					不詳
				A型	B型	C1型	C2型		
R 6	169	129	40	749	41	12	0	1	0
R 5	110	81	29	807	34	6	0	1	0
対比	59	48	11	-58	7	6	0	0	0

キ 事業の経過

平成30年度	実施回数を「18回」から「17回」に変更
令和元年度	感染拡大防止のため1回中止
令和2年度	感染拡大防止のため事業実施時期を変更
令和3年度	スポットビジョンスクリーナーを導入
令和5年度	集団指導を再開
令和6年度	実施回数を「17回」から「16回」に変更

ク まとめ

健診結果の内訳において、令和5年度と比較すると、経過観察者が減少し、要治療者は増加した。また、歯科健診では、異常なしが減少した一方で、むし歯の総本数と未処置歯は増加した。

(5) 乳幼児精密健康診査

ア 目的

3～4か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査において、精密な診断を要すると認められた乳幼児について、精密健康診査を行い、乳幼児の健全な育成を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法
乳幼児健康診査実施要綱

ウ 対象

健康診査の結果、身体及び精神発達に関して疾病等の疑いにより、より精密に健康診査を行う必要があると認められた乳幼児

エ 対応者

医療機関

オ 内容

医療機関において受診（精密健康診査受診票の交付日から1か月以内）

カ 実績

精密健康診査受診票の発行数と受診状況 単位：人

区分 年度	3～4か月		1歳6か月		3歳	
	発行数	受診数	発行数	受診数	発行数	受診数
R6	40	38	8	8	70	63
R5	26	25	9	8	73	63
対比	14	13	－1	0	－3	0

キ 事業の経過

平成9年4月1日 入間市幼児精密健康診査実施要領を施行
 平成24年9月1日 入間市乳幼児精密健康診査実施要領を施行
 令和4年4月1日 入間市乳幼児精密健康診査実施要領を廃止。紹介状の発行に変更。

ク まとめ

病院の受診結果や、健診後のフォローの電話で、精密健康診査の受診状況を把握している。疾患の早期発見や、支援が必要な児に対しては継続して支援を行っていく。

(6) 乳幼児健康診査未受診者家庭訪問指導

ア 目的

乳幼児健康診査未受診者のいる家庭等の状況を把握し、児童虐待の未然防止と乳幼児健康診査受診率の向上を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

児童虐待防止法

平成24年11月30日付通知「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」

ウ 対象

乳幼児健康診査未受診者で、受診勧奨をしても連絡がなく状況が把握できない家庭

エ 対応者

保健師、主任児童委員、こども家庭支援員

オ 内容

- ・保健師、主任児童委員、こども家庭支援員が家庭訪問等を実施
- ・定期的に乳幼児健康診査未受診者家庭訪問報告会、年6回実施

カ 実績

未受診者家庭訪問実施件数

単位：人

区分 年度	3～4か月児 健康診査	1歳6か月児 健康診査	3歳児 健康診査
R 6	6	11	21
R 5	2	16	19
対比	4	－5	2

キ 事業の経過

平成15年度 埼玉県児童虐待予防ローラー作戦として実施
 令和元年度 感染拡大防止のため1回中止
 令和2年度 感染拡大防止のため3回中止
 令和3年度 感染拡大防止のため3回中止

ク まとめ

乳幼児健康診査未受診の家庭は虐待発生のリスクが高いため、家庭訪問等により状況把握に努め、関係機関と連携し、対応することが重要である。
 また、把握した結果、必要な場合には相談や子育て支援サービス等の支援につないでいくことが大切である。

4 相談事業

(1) 乳幼児相談

ア 目的

保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援していく。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊婦、就学前の乳幼児と保護者

エ 対応者

助産師、看護師、保健師、歯科衛生士、栄養士、事務職員

オ 内容

乳幼児相談 年15回（健康福祉センター6回、地区センター9回）
 身体計測、個別相談（健康福祉センターでは育児・歯科・母乳・栄養相談、地区センターでは育児・歯科・栄養相談を実施）

カ 実績

(ア) 健康福祉センター

単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊婦				乳幼児			
			相談内容（延べ）				相談内容（延べ）			
			育児	歯科	栄養	母乳	育児	歯科	栄養	母乳
R6	52	69	0	0	0	0	38	25	35	17
R5	53	67	0	0	0	0	30	18	32	15
対比	-1	2	0	0	0	0	8	7	3	2

(イ) 農村環境改善センター、東藤沢・西武・東金子地区センター 単位：人

区分 年度	実人数	延べ 人数	妊婦				乳幼児			
			相談内容（延べ）				相談内容（延べ）			
			育児	歯科	栄養	母乳	育児	歯科	栄養	母乳
R 6	5 7	8 1	0	0	0	0	2 7	2 2	2 8	1 7
R 5	4 2	4 8	0	0	0	0	2 5	1 6	1 9	1 1
対比	1 5	3 3	0	0	0	0	2	6	9	6

キ 事業の経過

平成18年度 健康福祉センター、市民会館、公民館（東町、金子、西武）で実施

平成30年度 事業の見直しにより平成29年度からの『みんなの健康相談』は廃止。乳幼児相談のみの体制に戻し、健康福祉センター、公民館（金子、西武、東藤沢）で実施

令和2年度 感染拡大防止のため事業が9回中止（センター3回、公民館6回）

令和3年度 感染拡大防止のため事業が5回中止（センター1回、公民館4回）

令和4年度 年15回実施

ク まとめ

広報・SNS・乳幼児健診で周知を行った。予約制を廃止したことで、利用するハードルが下がり、利用者の増加に繋がった。各地区センターでも実施することで、より身近な場所で相談でき、保護者の安心につながっていると思われる。

(2) オンライン母子保健相談

ア 目的

感染拡大防止のため対面や接触を避けて、また来所できない方への相談手段として、オンラインによる子育て相談を実施し、適切な助言や情報提供を行うことにより、育児不安や孤立を予防する。

イ 根拠関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊産婦及び乳幼児の保護者

エ 対応者

助産師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士

オ 内容

(ア) 妊産婦の健康に関すること

(イ) 乳幼児の健康、子育てに関すること

(ウ) 母子保健事業、予防接種に関すること

相談受付時間は月曜日～土曜日の午前9時30分～11時30分／
午後1時30分～4時30分のうちの30分間

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	実人数
R 6	0
R 5	2
対比	- 2

キ 事業の経過

令和2年度 オンライン母子保健相談事業開始

令和3年度 乳幼児健診対象者へニーズアンケート実施
申し込みフォームをロゴフォームに変更

令和4年度 妊娠届と新生児訪問のセットや乳幼児健診問診票にチラシを同封したり、乳幼児健診問診票送付用封筒にQRコードを印字して事業を周知

ク まとめ

新生児訪問等で事業の周知はしていたが、申し込みはなかった。新型コロナウイルスが5類感染症になり外出の機会が増え、相談体制が整ってきたため需要が減ったと思われる。今後は事業を根本的に見直していく必要がある。

(3) 子ども相談室

ア 目的

児の発育・発達、保護者の育児不安等において支援が必要な方に対し、個別に相談を行うことにより、親子がともに健やかな生活が送れるように支援することを目的とする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

専門的な相談を必要とする児と保護者

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保健師

オ 内容

年12回 1人約50分の予約制

相談員が児の発達や育児、保護者の心配ごとに応じる。相談中は同室で保健師が児の保育をし、必要時、児の様子を観察する。

カ 実績

(ア) 相談者数

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
R 6	31	33
R 5	30	31
対比	1	2

(イ) 主な相談内容（延べ）

単位：件

区分 年度	子どもの 言葉	子どもの 行動	母の 育児不安
R 6	20	9	8
R 5	17	12	2
対比	3	－3	6

キ 事業の経過

平成13年度 子ども相談室事業を開始

令和2年度 コロナ禍による保護者の負担軽減を図るため、実施回数を6回増やし、計16回実施。感染拡大防止のため、2回中止

令和3年度 年12回実施

ク まとめ

相談件数に大きく変化はなかった。年度初めは、参加者が少ない傾向がある。当日、相談をキャンセルする方もいるため、前日までに参加の有無を確認している。

(4) 発達相談

ア 目的

運動機能又は精神発達面に問題のある児を中心に専門的な相談、指導を実施。また医療機関の紹介や療育の情報提供を行い乳幼児の健やかな発育・発達を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

発達障害者支援法

入間市発育発達相談実施要領

ウ 対象

運動や精神面の発達に心配があると思われる児

エ 対応者

小児科医、心理相談員、保健師

オ 内容

年9回 1人約30～40分の予約制

保健師による計測と発達の確認、医師、心理相談員との個別相談

(小児科医が単独で対応もしくは、小児科医に加え心理相談員が対応)

カ 実績

単位：人

分 年度	区	実人数	延べ人数
R 6		1 9	1 9
R 5		3 1	3 2
対比		- 1 2	- 1 3

キ 事業の経過

平成17年度 実施主体が狭山保健所から市へ移管され年7回実施

平成30年度 年10回実施

令和5年度 相談枠数を年45枠から50枠に増枠

ク まとめ

令和4年度まで早期に予約が埋まる状況が続いていたため、令和5年度は相談枠を増枠して実施したが、令和4、5年度において相談件数に大きな変化はなく、令和6年度は相談件数減少した。年10回予定していたが予約が入らず1回中止となった。2歳代～3歳代の相談が多く、相談内容としては言葉の遅れや行動の心配が多くを占めた。保護者の不安に寄り添いながら、より実践的かつ専門的な指導が実施できた。

(5) 電話・窓口相談

ア 目的

妊産婦及び乳幼児の健康全般に関する相談を随時受け、育児不安の解消に努める。

イ 根拠関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊産婦及び乳幼児、育児に関することなど全般の相談

エ 対応者

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士

オ 内容

妊産婦及び乳幼児の健康に関する相談に随時対応、受付時間は月曜日～土曜日の午前8時30分～午後5時15分

カ 実績

単位：人

区分 年度	窓口	電話	合計
R 6	1 3 2	9 7 3	1, 1 0 5
R 5	1 0 3	8 2 9	9 3 2
対比	2 9	1 4 4	1 7 3

キ 事業の経過

平成15年度 健康福祉センター開館に伴い、土曜日も対応

ク まとめ

健康全般に関する相談を随時受け付け、市民の不安解消を引き続き支援していく。昨年度に比べ、窓口相談・電話相談ともに件数は微増となった。

5 健康教育事業

(1) 両親学級「パパママクラス」

ア 目的

妊娠・出産・育児に伴う正しい知識の普及と情報を提供することにより、妊婦が安心して出産や育児に取り組むことができるよう支援する。また、夫も対象にすることで、父親の積極的な育児参加を促す。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

ウ 対象

妊娠5～7か月の妊婦と夫

エ 対応者

保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士

オ 内容

2日間1コースで年12回、個別対応

1 日 目	妊娠中の食事、ママと子どもの口腔ケア、これからの育児 出産後の手続き・制度、実習(ミルク作り)
2 日 目 (土曜日)	妊娠中の過ごし方、母乳育児について、実習(沐浴・妊婦体験・ オムツ交換等)

カ 実績

参加人数(2日間コース)

単位：人

区分 年度	妊婦		夫		合計	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 6	1 6 6	2 8 2	1 4 3	2 2 4	3 0 9	5 0 6
R 5	1 5 4	2 6 6	1 4 3	2 2 2	2 9 7	4 8 8
対比	1 2	1 6	0	2	1 2	1 8

参加人数(個別対応)

単位：人

区分 年度	妊婦	夫	合計
	実人数	実人数	実人数
R 6	1	0	1
R 5	1	0	1
対比	0	0	0

キ 事業の経過

平成15年度 初産婦を対象に、母親学級を3日間・1コースとして実
その他、両親学級を2日間の実習(調理、沐浴、子育て講
話)で実施

平成18年6月～令和元年度 偶数月に「ワーキングパパママクラス」
を実施。

平成30年度 マタニティ・クッキングの廃止に伴い、3日目に試食を
提供

令和元年度 試食を廃止し、1日目に妊娠中の栄養、3日目に子育て
情報・これからの育児に内容を変更

令和2年度 平日と土曜日の2日間で1コース、定員20組に変更し、
感染拡大防止のため、令和2年4月から6月までは中止。
7月から定員10組に縮小して再開し、定員満員となった
月は、急遽午後の時間帯でも開催。令和3年1月・2月は
緊急事態宣言のため、2日間コースを1日コースに変更し
実施。希望者には個別対応

令和3年度 平日と土曜日の2日間で1コース、定員15組に変更。
希望者には個別対応

令和5年度 参加希望者が増えたため、定員15組から18組に変更。

ク まとめ

年々参加者数は増加している。特に初産婦では、教室に参加することで妊娠・出産に関する正しい知識の普及や不安の軽減につながっている。また、夫婦での参加も増えており、令和7年度からは夫婦での育児や家事についての内容を追加する予定である。

(2) 食育教室「はじめての離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方、調理方法、与え方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

5か月～6か月の児（離乳食を始めるころ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 年12回実施 1回約50分の2部制

離乳食の基本的な作り方について等の講話・質疑応答

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R6	122	280
R5	124	293
対比	-2	-13

キ 事業の経過

平成21年度まで 3か月児健康診査と同時開催
 令和元年度 感染拡大防止のため1回中止
 令和2年度 感染拡大防止のため3回中止。事業内容を変更し個別相談として実施
 令和3年度 感染拡大防止のため定員を減らし集団指導再開
 令和4年度 6月から保護者の試食再開

ク まとめ

参加組数については昨年度と同程度であった。引き続き、初めて離乳食を食べる際の食材の種類や与え方、量、食物アレルギーのことなどを丁寧に伝え、離乳食に対する不安の軽減を図っていく。

(3) 食育教室「7か月からのもぐもぐ離乳食」

ア 目的

子どもの発達にあわせた離乳食の進め方や調理方法、取り分け方を学ぶ機会を作り、正しい知識を身につけることで、保護者の不安の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

7か月～8か月の児（2回食ごろ）と保護者

エ 対応者

栄養士、保健師

オ 内容

月1回 年12回実施 1回約50分の2部制

離乳食の2回食の進め方について等の講話・質疑応答

カ 実績

区分 年度	参加組数（組）	参加人数（人）
R 6	8 7	1 9 7
R 5	7 3	1 6 1
対比	1 4	3 6

キ 事業の経過

平成21年度まで 3か月児健康診査と同時開催

平成30年度 見直しにより、同日前半の回で「9か月のかみかみ離乳食」、後半の回で「7か月からのもぐもぐ離乳食」を実施

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため、4回中止。事業内容を変更し個別相談として実施

令和3年度 個別相談として継続実施

令和4年度 6月から保護者のみ試食再開

令和6年度 集団指導、子の試食再開

ク まとめ

令和6年度は、初めての離乳食と同様に集団指導を再開したことで参加者数の増加につながった。2回食の進め方や取り分け離乳食の講話や、子が食べる様子を一緒に確認しながら話を行うことで保護者の離乳食に対する不安の軽減を図っている。

(4) おいしくたべよう012さい

ア 目的

子どもの望ましい食習慣を育んでいくために、児童センターに集まった親子を対象に、食に関する情報、知識の普及・啓発を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

食育基本法

ウ 対象

児童センターに集まった親子

エ 対応者

栄養士、児童センター職員

オ 内容

年11回

野菜の歌の手遊び、野菜等の紹介（野菜の栄養価、調理工夫等）、調理見本を示しながらレシピの紹介、資料配布

カ 実績

単位：人

区分 年度	参加人数
R6	101
R5	169
対比	-68

キ 事業の経過

平成17年度 事業開始

平成29年度 地域保健課の事業として実施

令和元年度 感染拡大防止のため1回中止

令和2年度 感染拡大防止のため児童センターが閉館し7回中止

令和3年度 感染拡大防止のため児童センターの集団事業中止に伴い、3回中止

ク まとめ

親子が野菜に親しみ、食に対する興味関心を高める機会となっている。当日予約なく参加可能できる事業ではあるが、参加者が減少しており、内容や会場、周知方法等について検討が必要である。

(5) 赤ちゃんサロン～おやこでおでかけ～

ア 目的

子育ての孤立を防止するため、地域で支え合いながら子育てができるよう、同じ月齢の赤ちゃんを持つ親同士で、子育て仲間のネットワークづくりの推進を図る。

イ 根拠法令・関連法令

母子保健法

ウ 対象

おおむね2～12か月児とその保護者

エ 対応者

保健師

オ 内容

地区センター年10回 支援センター年6回

親子のふれあい遊び、子育て支援センターの案内、フリートーク、希望者には体重測定

カ 実績

単位：組

区分 年度	地区センター 参加組数	支援センター 参加組数
R 6	7 1	5 0
R 5	6 1	8 3
対比	1 0	－ 3 3

キ 事業の経過

平成15年度以降 健康福祉センターを会場に年6回実施
令和元年度 会場を各地区公民館に変更
令和2年度 感染拡大防止のため、19回中止。開催場所に東町公民館を追加。希望者には体重測定を実施
令和3年度 感染拡大防止のため、25回中止。1回はオンラインによる実施
令和4年度 オンライン、支援センターでの実施項目を追加

令和6年度 感染拡大が落ち着き対面事業の需要が増えたため、オンラインでの開催は終了。また、子育ての父親参加が増えている現状を鑑みて、父親同士の交流を目的とした「ぱぱサロ」を試験的に実施。

ク まとめ

地区センターや支援センターで実施することで、より身近な交流の場となっている。地区センターの参加者数は前年度より増加しているが、地区により参加状況に差がある。支援センターは開催回数が減少している。また、試験的に実施したぱぱサロでは、予約が早期に埋まり需要の高さが伺えた。

(6) 9～10か月育児学級

ア 目的

心身の成長・発達の節目である生後9か月の時期に合わせた健康教育を行うことで子どもの健康の保持増進及び育児不安の軽減を図る。

イ 根拠法令

母子保健法

ウ 対象

おおむね9～10か月児と保護者

エ 対応者

保健師、歯科衛生士、栄養士、看護師

オ 内容

年6回実施

計測、歯科、保健師、栄養の集団指導、個別相談

カ 実績

単位：人

年度 \ 区分	参加人数（児）
R6	297
R5	269
対比	28

キ 事業の経過

令和元年度 対象者を9～10か月に変更

令和2年度 感染拡大防止のため2回中止。新型コロナにより予約制の個別相談会に変更し、対象者には個別で案内を郵送

令和3年度 感染拡大防止のため1回中止。

令和4年度 予約方法にロゴフォームを追加。

令和5年度 8月から集団指導を再開。

ク まとめ

対象者へ個別の通知を行っているため、参加者数は比較的多い。また、9 か月は発達の節目に当たる時期でもあることから関心を集める要因の一つとなっている。

(7) 2歳児歯科健診

ア 目的

むし歯のり患率が急激に高くなるこの時期に、正しい仕上げ磨きの方法や習慣等を支援する。また、この時期にあわせた発育発達の相談ができる機会とし、親子がすこやかに成長できるよう支援を行う。

イ 根拠・関連法令

歯科口腔保健の推進に関する法律

母子保健法

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導に関する実施要領

入間市歯と口腔の健康づくり推進条例

ウ 対象

おおむね2歳3～4か月児

エ 対応者

歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士、事務職員

オ 内容

年12回

歯科健診、フッ素塗布、身体計測（希望者のみ）、個別相談、集団指導

カ 実績

(ア) 受診状況

単位：人

区分 年度	対象者	受診者	受診率 (%)
R 6	7 2 3	6 0 5	8 3 . 6 8
R 5	8 2 4	6 5 8	7 9 . 8 5
対比	- 1 0 1	- 5 3	3 . 8 3

(イ) 歯科健康診査実施状況

単位：人

区分 年度	むし歯の総数（本）			歯の状況						
	未処置 歯	処置歯		むし歯のない児			むし歯のある児			
				01型	02型	不詳	A型	B型	C型	不詳
R 6	1 5	1 4	1	5 3 7	6 1	0	7	0	0	0
R 5	3 4	3 0	4	5 5 0	9 3	1	1 2	2	0	0
対比	- 1 9	- 1 6	- 3	- 1 3	- 3 2	- 1	- 5	- 2	0	0

キ 事業の経過

平成28年度 事業開始
令和3年度 感染拡大防止のため4回中止
令和4年度 年12回実施（混雑防止のため振替の予備日はなし）
令和5年度 集団指導（講話）実施。予備日を翌月のみ設けた
令和6年度 予備日を3歳未満まで（コロナ禍前と同様）に設けた

ク まとめ

令和6年度から、受診機会を3歳未満まで増やした。その結果、受診率は昨年に比べ3.8ポイント増加した。1歳6か月児健診後にも2歳児歯科健診をご案内し積極的に周知を図った成果と伺える。

(8) すくすく教室

ア 目的

言葉が遅いなどの言語や行動・心理面で気がかりな乳幼児とその保護者に対し、遊びを通じた関わりの中で乳幼児の発育・発達を経過観察し、その乳幼児に合った育児ができるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法
発達障害者支援法

ウ 対象

乳幼児健康診査、乳幼児相談などで、言葉の遅れや対人面・心理面などでの特別な育児支援が必要であると思われる乳幼児と保護者

エ 対応者

心理相談員、言語聴覚士、保育士、こども家庭支援員、保健師

オ 内容

年20回
親子遊び（感覚遊び、運動等）、母子分離（児は保育、母はグループ相談）

カ 実績 単位：人（児のみ）

区分年 度	実人数	延べ人数
R 6	1 3	9 0
R 5	2 4	1 4 2
対比	- 1 1	- 5 2

キ 事業の経過

平成元年度 事業開始
 令和２年度 感染拡大防止のため９回中止、定員を７組に変更
 令和３年度 感染拡大防止のため２回中止、６回を個別相談に変更
 令和５年度 定員を１２組に変更

ク まとめ

令和５年度に定員を増やしたことで令和６年度は定員が満員になることなく、発達に心配があるケースをスムーズに繋げることができた。引き続き必要なケースは療育につなげるよう支援していく。

（９）かるがもルーム

ア 目的

子育ての悩みがある母親に対し、親子遊びや話し合いを通して、健やかな母子関係作りを図れるように支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

育児不安があり、親子関係の構築において支援が必要と思われる親子

エ 対応者

心理相談員、保育士、こども家庭支援員、保健師

オ 内容

年１６回

親子遊び、母子分離（児は保育、母はグループディスカッション）

カ 実績 単位：人（親と児）

区分 年度	実人数	延べ人数
R 6	2 5	1 2 0
R 5	4 4	5 2
対比	- 1 9	6 8

キ 事業の経過

平成15年度 事業開始、年11回実施
 令和元年度 年14回実施
 令和2年度 1コース4回、年4コース16回に変更。感染拡大防止のため、3回中止
 令和3年度 感染拡大防止のため、全16回のうち7回中止し、個別相談として対応
 令和4年度 参加者が集まらず全16回のうち、2回中止、6回個別相談として対応
 令和5年度 参加者が集まらず全16回のうち3回中止、11回個別
 令和6年度 全16回をグループで実施

ク まとめ

令和6年度は集団教室として実施した。案内文の見直しを行い、対象の親子が参加しやすい教室となるよう工夫した。

参加者の満足度は高いが、参加者が集まりにくい、キャンセルが多いという課題は変わらずある。今後も対象になる方が参加につながるようアプローチに努めていく。

(10) 多胎児支援事業「ふたご・みつごの会」

ア 目的

多胎児の育児における不安や悩みを解消できるよう支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

妊婦、0歳・1歳の双子・三つ子とその家族

エ 対応者

保育士、保健師、いるまファミリーサポートセンター職員

オ 内容

年2回

父母のフリートーク、保育、手遊び

カ 実績

単位：人

年度	区分	実施回数(回)	参加延べ人数		
			妊婦	親	子ども
R 6		2	2	8	10
R 5		2	0	15	20
対比		0	2	-7	-10

キ 事業の経過

平成17年度 年1回実施
 令和2年度 感染拡大防止のため1回中止
 令和4年度 年2回実施

ク まとめ

令和6年度は、参加者から先輩のパパママに話を聞きたいという声もあり、多胎児サークルの方を招いた。参加者と多胎児サークルを繋ぐ役割も果たすことができた。

6 家庭訪問事業

(1) 妊産婦訪問指導

ア 目的

妊産婦の健康の保持増進のため家庭訪問により必要な保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法
 入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

妊産婦

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区分	妊婦		産婦		合計	
	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
R 6	38	62	694	808	734	870
R 5	29	35	744	866	773	901
対比	9	27	-50	-58	-39	-31

キ 事業の経過

平成9年度 事業開始

ク まとめ

伴走型相談支援事業により、妊娠届のアンケート、面談の状況によって、妊娠期から必要に応じて訪問指導等の支援を行っている。

(2) 未熟児訪問指導

ア 目的

未熟児は、生理的に発達が十分でなく疾病にもかかりやすいため、疾病の早期発見に努め、必要に応じて保健指導を行い、未熟児の健やかな成長を支援する。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市未熟児養育医療指導実施要領

ウ 対象

(ア) 未熟児養育医療を利用する未熟児と親

(イ) 上記に準ずる未熟児と親

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

(ア) 実施状況

単位：人

区分 年度	実人数	延べ人数
R 6	3 8	4 5
R 5	2 1	5 3
対比	1 7	－ 8

(イ) 出生の体重（各年度出生児数）

単位：人

出生体重(g) 年度	～ 9 9 9	1, 0 0 0 ～ 1, 4 9 9	1, 5 0 0 ～ 1, 9 9 9	2, 0 0 0 ～ 2, 4 9 9	2, 5 0 0 ～	計
R 6	0	2	8	9	1 9	3 8
R 5	2	2	5	7	5	2 1
対比	－ 2	0	3	2	1 4	1 7

キ 事業の経過

平成 1 9 年度 県より委譲

ク まとめ

未熟児は入院期間が長く保護者の負担も多くなるため、個々の状態に合わせた支援を行っている。

(3) 新生児訪問指導

ア 目的

新生児は外界に対する適応能力及び感染に対する抵抗力が弱いいため、養育上必要な保健指導を行い、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意し適切な支援をする。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

入間市新生児・妊産婦訪問指導実施要領

ウ 対象

新生児、乳児

エ 対応者

助産師、保健師

オ 内容

家庭訪問による新生児の健康状態の観察（体重測定含む）と保護者に対する指導、予防接種の案内と母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区 分	実件数	延べ件数
R 6	5 2 4	5 3 7
R 5	5 8 2	5 8 8
対比	－ 5 8	－ 5 1

キ 事業の経過

平成9年度 事業開始

平成29年度 産後うつ病質問票（EPDS）等アンケート開始

令和4年度 子育て応援給付金事業開始

ク まとめ

出生したすべての新生児に全戸訪問を行い、必要な指導や助言、子育てについての地域の情報を案内し、育児不安の軽減に努めている。

(4) こんにちは赤ちゃん事業

ア 目的

新生児訪問を利用されなかった方（生後4か月までの乳児）を対象に、子育て支援の情報提供、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける。

イ 根拠・関連法令

児童福祉法

入間市こんにちは赤ちゃん事業実施要領

ウ 対象

新生児訪問利用を除く、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

エ 対応者

助産師、保健師、看護師

オ 内容

家庭訪問による養育環境の確認

母子保健事業の紹介

カ 実績

実施状況

単位：人

区 分 年度	実件数	延べ件数
R 6	9 1	9 1
R 5	9 4	9 8
対 比	－ 3	－ 7

キ 事業の経過

平成19年度 事業開始

ク まとめ

新型コロナが落ち着いた令和4年度から、こんにちは赤ちゃん事業を希望する家庭よりも、新生児訪問を希望する家庭が増加傾向にある。

(5) 乳幼児等訪問指導

ア 目的

乳幼児とその保護者の健康保持増進のため随時家庭訪問し保健指導を行う。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

乳幼児等とその保護者

エ 対応者

保健師

オ 内容

児の発育発達状況の把握、保護者への情報提供や相談、保健指導

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区分	乳幼児等	
	実件数	延べ件数
R 6	1 3 1	2 1 2
R 5	1 3 8	2 2 2
対比	- 7	- 1 0

キ 事業の経過

平成9年度 事業開始

ク まとめ

幼児の発達に関する相談や育児不安の相談に対して、家庭環境を含めた個々の状況に応じた支援をしている。

(6) 乳幼児の転入者家庭訪問事業

ア 目的

入間市に転入した乳幼児とその保護者に家庭訪問を行なうことで、子育ての孤立化予防と乳幼児の虐待予防を図る。

イ 根拠・関連法令

母子保健法、児童虐待防止法

ウ 対象

入間市に転入した4歳未満の乳幼児のいる家庭

エ 対応者

保健師

オ 内容

転入の翌月に、予防接種予診票と子育て支援情報を持参し家庭訪問をする。
乳幼児健診や予防接種状況を確認し、情報提供や個別支援につなげる。

カ 実績

実施状況

単位：人

年度 \ 区分	延べ件数
R 6	1 9 0
R 5	2 7 3
対比	- 8 3

キ 事業の経過

平成30年度	2月、3月に試行期間として実施
令和元年度	事業開始
令和3年度	感染拡大防止のため、リスクの高い家庭を選択し訪問
令和4年度	7月から全ての転入者訪問対象者を訪問再開

ク まとめ

保護者が転入後に子育て支援情報を得ることができ、地域で安心して子育てする一助となっている。

7 地域活動推進事業

(1) 母子愛育会活動

ア 目的

地域住民の健康づくりを推進する母子愛育班と協働し、地域の健康増進につなげる。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

母子保健地域組織育成事業について（平成7年4月3日児母第19号地域母子保健事業の実施について1（2））

ウ 対応者

母子愛育班員、保健師

エ 内容

（ア） 委託事業

- a 保健事業の協力：乳幼児相談、ふたご・みつごの会、9か月育児学級、両親学級、食育教室、赤ちゃんサロン、食べて学ぼう！高血圧予防教室、こころの健康教室
- b 子育て支援事業：地域で親子のふれ合う機会をつくり、母子の健康と福祉の向上を図る。
- c 青少年育成事業：中学生に育児体験を提供することで、母性・父性を培うとともに、命の大切さを学び豊かな人間性を育むことを支援する。
- d 三世代交流事業：高齢者と児童を含む地域住民の交流を通して、活力あふれる健全な地域づくりを推進する。
- e 声かけ訪問事業：近隣の乳幼児から高齢者の方までに声をかけ、健康課題の発見や健康づくりを支援する。

（イ） その他

定例会での保健師セミナー

オ 実績

(ア) 実施状況：令和6年度

事業名	会場	内容	回数／参加者／本部・理事・班員
乳幼児相談	地区 センター	受付 資料や体温 計配布 妊婦体験コ ーナー等	9回／－／18名
赤ちゃんサロン			10回／－／10名
ふたご・みつごの 会	2回／－／4名		
9か月育児学級	6回／－／12名		
両親学級	12回／－／24名		
食育教室はじめて	12回／－／24名		
食育教室もぐもぐ	12回／－／24名		
食べて学ぼう！ 高血圧予防教室	3回／－／6名		
こころの健康教室	地区 センタ ー・健康 福祉セン ター		4回／－／8名
子育て支援事業	地区セン ター・ 健康福祉 センター	親子遊びの紹 介、地域の親 子同士や愛育 班員との交流 等	46回／1,190名／410名
青少年育成事業	中学校	沐浴体験等	8校／876名／167名
三世代交流事業	地区セン ター	三世代の交流 の場を作る	2回／162名／21名
声かけ訪問事業	各地区	近隣の乳幼児 から高齢者ま でへの声かけ	94件

(イ) 実施状況：令和5年度

事業名	会場	内容	回数／参加者／本部・理事・班員
乳幼児相談	地区	受付	9回／－／18名

赤ちゃんサロン	センター	資料や体温 計配布 妊婦体験コ ーナー等	11回／－／11名
BCG	健康福祉 センター		12回／－／24名
両親学級			12回／－／24名
食育教室はじめて			12回／－／24名
食育教室もぐもぐ			12回／－／23名
食べて学ぼう！ 高血圧教室	地区セン ター・健 康福祉セ ンター		2回／－／4名
こころの健康教室			4回／－／8名
子育て支援事業	公民館・ 健康福祉 センター	親子遊びの 紹介、地域 の親子同士 や愛育班員 との交流等	50回／1,044名／379名
青少年育成事業	中学校	沐浴体験等	8校／950名／172名
三世代交流事業	地区セン ター	三世代の交 流の場を作 る	2回／121名／21名
声かけ訪問事業	各地区	近隣の乳幼 児から高齢 者までへの 声かけ	62件

(ウ) 班員数

単位：名

年度 支部名	R 6	R 5	対比
本部	0	2	－2
豊岡第一	3	8	－5
豊岡第二	15	16	－1
東金子	25	27	－2
金子	27	27	0
宮寺	21	21	0
二本木	8	8	0
藤沢	15	16	－1

東藤沢	1 6	1 2	4
小谷田 1 丁目	8	7	1
西武	1 2	1 2	0
合計	1 5 0	1 5 6	－ 6

※本部役員は各支部の人数に計上

カ 事業の経過

昭和 1 5 年 金子村が愛育村に指定を受け愛育班活動が開始
昭和 3 0 年代後半 宮寺・東金子・藤沢・角栄・角栄西が活動開始
昭和 4 2 年 西武が活動を開始
昭和 4 3 年 7 地区が統合し、入間市母子愛育会が設立。後に、
豊岡第一・豊岡第二・二本木も活動を開始
平成 1 4 年 小谷田 1 丁目が活動を開始
平成 2 5 年 東藤沢東部・東藤沢西部が合併、東藤沢支部として
活動を開始
平成 2 8 年 西武支部が活動再開

キ まとめ

今年度から、健康福祉センターまつりが再開され、その場で子育て支援を実施し、多くの市民との関わりの機会を持った。声かけ訪問事業も少しずつではあるが実施することができた。

青少年育成事業は希望校全てで実施し、内容及び人員体制を見直し、効率的な人員配置で実施できた。

班員の高齢化が課題となっており、班員自らが課題や残すべき事業等について話し合いを重ねている。

8 団体育成事業

(1) 多胎児の育児支援

ア 目的

多胎児の親が、仲間と集まり情報交換などをすることで、育児の不安を解消し孤立を防ぐ。

イ 根拠・関連法令

母子保健法

ウ 対象

多胎児の保護者

エ 対応者

職員

オ 内容

プレイルームの貸出し（予約制） 1 時間 3 0 分

カ 実績

プレイルームの貸出し状況

単位：人

区分 年度	登録サークル数 (団体)	延べ利用者数
R 6	1	3 4
R 5	1	1 8 2
対比	0	- 1 4 8

キ 事業の経過

平成 1 5 年度 子育てサークルへプレイルームの貸出しを開始
令和元年度 各地区公民館で赤ちゃんサロンを開始
令和 2 年度 感染拡大防止のため貸出中止・多胎児サークルのみ貸し出し継続し、令和 2 年度末で子育てサークルの登録・利用を終了
令和 3 年度 感染予防のため、利用方法を一部変更貸し出しを多胎児サークルのみ継続

ク まとめ

数回の活動はあったが、プレイルームを利用せず外部での開催となったため延べ利用者数は減少した。

9 出産・子育て応援給付金事業

(1) 出産応援給付金

ア 目的

全ての妊婦等が安心して出産できる環境を整備するため、支援の一環として給付金を支給し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱
埼玉県伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

入間市出産・子育て応援給付金要綱

ウ 対象

妊娠の届出をした妊婦

エ 対応者

助産師、保健師、事務職員

オ 内容

令和4年4月1日以後に妊娠の届出をし、入間市が実施する面談を受けた妊婦1人につき5万円を支給

カ 実績

単位：人

区分 年度	出産応援給付金支給件数
R 6	6 3 3
R 5	6 8 5
対比	- 5 2

※令和5年度は遡及対象者分含む

キ 事業の経過

令和4年度 令和5年1月23日付けで事業開始

ク まとめ

妊婦に対し出産応援給付金を支給し、妊娠期における経済的な負担の軽減を図り、妊婦等が安心して出産できる環境の整備に努めた。

(2) 子育て応援給付金

ア 目的

全ての子育て世帯等が安心して子育てできる環境を整備するため、支援の一環として給付金を支給し、その経済的負担の軽減を図る。

イ 根拠・関連法令

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱
埼玉県伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱

入間市出産・子育て応援給付金要綱

ウ 対象

出生した子どもを養育するもの

エ 対応者

助産師、保健師、看護師、事務職員

オ 内容

令和4年4月1日以後に出生し入間市が実施する面談を受けた子ども1人につき5万円を、子どもを養育するものに支給

カ 実績

単位：人

区分 年度	子育て応援給付金支給件数
R 6	6 3 4
R 5	6 9 3
対比	－ 5 9

※令和5年度は遡及対象者分含む

キ 事業の経過

令和4年度 令和5年1月23日付けで事業開始

ク まとめ

対象児童の養育者に対し子育て応援給付金を支給し、子育てにおける経済的な負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境の整備に努めた。また、未申請者に対しては個別勧奨を行い、申請忘れ防止に努めた。